令和８年（フ）第７４号
岩手県大船渡市猪川町字中井沢78番地２　県営住宅６号棟201号
債務者　加藤　大将
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１２３号
宮城県遠田郡美里町青生字水越浦54番地４
債務者　高橋　未央
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦791番地２、従前の住所宮城県遠田郡美里町北浦字埣沼63番地
債務者　西村ルリ子（旧姓浦山）
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１２５号
宮城県大崎市岩出山下野目字新小泉119番地４
債務者　三塚めぐみ
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２２０号
福島県田村市大越町上大越字時田46番地
債務者　松崎ひとみ
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
富山市天正寺550番地１　コーポさんわ301号、前住所富山市天正寺253番地
債務者　今　　里江
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３３号
金沢市笠舞２丁目４番17号　シティハイツ笠舞102号、従前の住所金沢市中屋２丁目114番地１　セジュール楓Ｂ105号
債務者　吉野　一彦
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４７号
石川県白山市相木町603番地　市営相木住宅12号棟103号室
債務者　木村　正樹
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４９号
石川県河北郡内灘町字向陽台２丁目254番地　ＡＯＩマンション202号
債務者　松田　宗久
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５１号
金沢市大河端町東128番地２、従前の住所金沢市笠市町10番９号　サンフレッシュ笠市307号
債務者　成尾　文則
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５８号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅１棟209号、従前の住所金沢市南森本町ホ63番地３　サウスガーデンハイツＢ101号
債務者　森口　正生
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７０号
石川県加賀市山中温泉中田町ハ106番地、従前の住所石川県加賀市山代温泉上宮98番地
債務者　平澤　憲一
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第２１号
石川県七尾市木町49番地（従前の住所）石川県かほく市高松ラ８番地５
債務者　深浦　利英
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

令和８年（フ）第２３４号
福井県越前市矢放町第15号16番地
債務者　佐野　武史
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９８号
兵庫県伊丹市荻野５丁目122番地１　202号
債務者　佐野　純一
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１９３号
神戸市西区伊川谷町有瀬1058番地の19　ハイツ愛和２Ａ、前住所兵庫県西宮市上甲子園２丁目３番33―105号
債務者　松本　美香
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係